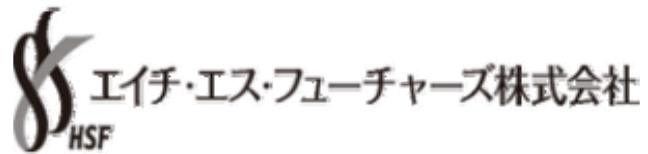


契 約 締 結 前 交 付 書 面

商品先物取引【電子取引】



はじめに

この「契約締結前交付書面」は、商品先物取引法第 217 条の規定に基づき、商品市場における取引等の受託に係る契約を締結しようとする際、商品先物取引業者があらかじめ顧客に交付することが義務付けられている書面です。商品先物取引業者は、同法第 218 条の規定につき、この書面により商品先物取引の危険性（3 ページ参照）のほか、受託契約の概要その他法令で定める記載事項について、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして、顧客が理解できるような方法及び程度で説明することが義務付けられています。

お客様は、この書面の内容を最後まで十分に読んで、商品先物取引を注意深く研究してその仕組みや危険性を十分に理解した上で、お客様の責任と判断で取引を行う必要があります。

商品先物取引について疑問点やご不明な点がございましたら、当社又は日本商品先物取引協会（24 ページ参照）もしくは商品取引所（4 ページ参照）にお問い合わせください。

契約締結前交付書面 目次

重要事項	3
1、 契約の概要	4
■商品先物取引のリスク	4
2、 商品先物取引の基礎	5
■商品先物取引とは	5
■証拠金取引	5
■建玉の値洗い	6
■商品先物取引のその他の特徴	6
■商品取引所における取引のルール	6
■その他の市場ルール	8
■現金決済先物取引及び指数先物取引	9
3、 適合性の原則	10
■お客様の属性の把握	10
■社内審査手続き等	10
■投資可能資金額の設定	10
4、 取引の手続き	11
■商品取引契約の締結から取引の 開始までの基本的な手続き	11
■取引の決済	12
■取引に関する制限	13
5、 債務の履行と弁済	13
6、 証拠金について	14
■証拠金の預託の方法	16
■証拠金の返還の時期および方法	16
7、 取引の留意点	17
(1) 手数料	17
(2) 税金の概要	17
■所得税等	17
■消費税等	17
(3) 契約の終了事由	17
8、 当社の商品先物取引業の内容および方法の概要	18
9、 お客様の資産の保全	18
10、 商品先物取引業者の禁止行為	21
11、 商品先物取引に関する主要な用語	23

重要事項

商品先物取引は、商品先物市場の価格変動が予測に反して推移した場合には損失が発生する可能性があり、価格変動の幅が総取引金額からみて小さくても証拠金からみると大きな額の変動となるため、その変動の幅によっては預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあります。

また、万が一、当社が破産する等した場合には、商品取引所によりお客様の建玉が強制的に処分されることがあるため、その結果として、建玉の値洗状況によっては証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

お客様の証拠金は㈱日本商品清算機構に預託され、一時的に当社が保管するお客様の資産についても日本商品委託者保護基金への分離預託及び日本商品委託者保護基金との代位弁済契約による保全措置を行っておりますので、万が一、当社が破産手続開始の決定を受ける等の事由が生じた場合であっても、㈱日本商品清算機構または日本商品委託者保護基金を通じてお客様の資産の返還を受けることができます。また、この返還額がお客様の資産に不足するときは、不足分について日本商品委託者保護基金に請求することができますが、その限度は法令の定めにより1千万円までとなるため、全額の返還を受けられなかった場合には損失が生じる可能性があります。

商品先物取引の委託には委託手数料がかかります。その額は商品によって異なりますが、最低取引単位(1枚)あたり、最高498円(片道)となります。

1、契約の概要

この契約に基づく取引は「株式会社東京工業品取引所」(以下「東工取」といいます。)及び「株式会社東京穀物商品取引所」(以下「東穀取」といいます。)における商品先物取引です。当社の取扱商品及び各商品の取引単位や限月、取引時間等の取引要綱につきましては、別紙をご覧ください。

株式会社東京工業品取引所 (<http://www.tocom.or.jp/ip/>)

(住所) 東京都中央区日本橋堀留町1丁目10番7号

(電話) 03-3661-9191

株式会社東京穀物取引所 (<http://www.tge.or.jp/japanese>)

(住所) 東京都中央区日本橋堀留町1丁目10番16号

第8センタープラザ

(電話) 03-3668-9311

■商品先物取引のリスク

商品先物取引では、商品市場の相場が予測に反して変動したときには損失が発生する場合があります。

商品先物取引は証拠金取引であり、総取引金額は取引に際して預託する証拠金に対して通常取引が最大で約50倍程度、デイトレード証拠金コースの場合が最大で約70倍程度の額となります。

そのため、商品市場における相場の変動幅が小さくとも、大きな額の利益または損失が生じることのあるハイリスク・ハイリターンの取引です。

また、相場の変動の幅によっては預託した証拠金の額を上回る損失が発生する可能性があります。

相場の変動により損失が一定の額を超えた場合に取引を継続するためには、当初に預託した証拠金に加えて、証拠金を追加して預託することが必要となる場合があります。

2、商品先物取引の基礎

■商品先物取引とは

本書で説明するお取引は『商品先物取引』です。

商品先物取引は一般的にはあまり知られておりませんので、これからその取引がどのようなものなのかをまずお話ししたいと思います。

商品先物取引とは？商品先物取引も商品の取引ですので、品物と代金のやりとりが基礎にあります。しかし、私達が日頃デパートや商店でしている買い物とは全く違います。その特徴は、およそ次のとおりです。

- ① 品物の受取りや代金の支払いは、取引時には行わずに一定期間を経過した日に行う。
- ② 品物の品質や代金は、取引時に決める。
- ③ この取引は、個々に誰かと契約するのではなく、商品先物市場（商品取引所）を通じて行う。
- ④ 商品取引所では、品物が標準化されていて、その値段も市場参加者の意思を公正に反映させて決められており、取引の履行を組織的に管理しているので、求める品質の品物がなかったり、当初契約をした値段で買えなかったりすることはない。
- ⑤ 他方、品物と代金の受払い日が到来する前に、市場を通じて反対の契約をすることによって、当初の契約を相殺することができる。
- ⑥ その相殺、つまり、当初買いの契約をしていたものを売りの契約によって相殺したとき、又は売りの契約を買いの契約によって相殺したとき、当初の契約額との差額を損益として清算することにより取引を終了することができる。
- ⑦ その場合、当初買い契約で取引したときの価格より相殺する売り契約の価格の方が高ければ利益、安ければ損失となり、逆に、当初売

り契約で取引したときの価格より相殺する買い契約の価格の方が高ければ損失、安ければ利益となる。

このように見てくると、途中で反対の売り買いをして決済するつもりなら、品物を手に入れる気がなくても、また、売る品物がなくても、商品先物取引に参加できることとなります。このように、商品先物取引はもっぱら価格差を見込んで資産運用に応用することができる取引なのです。このような取引を、差金の授受で取引を決済する取引、「差金決済取引」ともいいます。

■証拠金取引

商品先物取引は、現物の取引と違って商品の受渡しは一定期間後に行うのですぐに代金を用意する必要はありません。

ただ、取引の担保金として「証拠金」といわれるお金を商品先物取引業者に預ける必要があります。証拠金にはいくつかの種類があり、その額や預託する時期もそれぞれ違っています。それらのことについては「受託契約準則」のところで触れますが、その額は概ね実際の総取引金額の5%程度の額で設定されています。つまり、例えば総取引金額100万円の取引が5万円程度の証拠金を預けることでできるということです。

例えば、100万円の商品が5万円値下がりしたら95万円になり、値上がりしたら105万円になるのですが、5万円の証拠金からみると5万円値下がりしたら5万円が失われ証拠金が0円になってしまい、利益になれば5万円増えて、10万円になるということです。このように、少額の資金でその何倍もの取引ができる取引のことをレバレッジ取引（レバレッジはテコの

意味)と呼びます。少額の資金を効率的に運用できる取引と言われていますが、反対に、相場の変動次第では、お客様が預けた証拠金をはるかに上回る損失になる可能性もあり、常に大きな危険と隣り合わせの取引をしていることになるのです。

■建玉の値洗い

お客様が保有する建玉については、日々、約定値段とその日の帳入値段（取引所が定める清算値段が帳入値段となります。）との価格差が計算されます。これを「値洗い」と言います。また、「値洗い」が利益となっている場合を値洗益、損失となっている場合を値洗損と言い、お客様の保有するすべての建玉の値洗いを合算した建玉全体の値洗いを「値洗損益金通算額」と言います。

値洗損が生じている場合、建玉を維持したまま取引を継続するためには、証拠金を追加して預託する必要が生じることがあります。（証拠金の詳細については後述します。）

その場合、お客様は証拠金を追加預託して取引を継続しても構いませんし、追加の証拠金を預託せずに、建玉を決済して損益を清算し、取引をいったん終了しても構いません。お客様が損失として許容できる金額を上回る損失が生じることのないよう、慎重に取引を行ってください。

そのためにも、日々、当社や商品取引所のホームページや新聞の相場欄等を確認し、ご自身の建玉の値洗状況を常に把握しておくようにしてください。

■商品先物取引のその他の特徴

①期限のある取引

株取引や預金等の資産運用と異なり、一定の時期が来ると品物と代金の受け渡しをしなけ

ればなりません。この期限のことを「限月」といいますが、品物を必要としない、資産運用のために商品先物取引を利用している皆さんにとっては、一定の期限が来る前に反対の売買をして相殺しなければなりません。株や預金のようにならなくても放って置くわけにはいかないという、これも他の資産運用手段にはない特徴です。

②サーキットブレーカー

商品取引所の価格は日々変動していますが、時には価格が大きく乱高下することがあります。商品取引所ではこうした価格の乱高下を制限したり抑止したりして、市場機能が阻害されないよう監視しています。

その方法は、価格変動が一定の幅に達したときに、一旦取引を中断して価格の変動幅を広げて再開するという措置を繰り返すことで、急激な価格変動を防止しようとする方法（サーキットブレーカー制度）があります。

この制度によって、商品取引所の取引がストップしたり中断されたりすることがあります。

③建玉制限

特定の者による価格支配から市場を守るために、会員や皆さんの取引数量は制限されています。いくら資金があっても一定の取引数量に達するとそれ以上取引ができないこととなります。商品取引所では決済をしていない取引を「建玉」といい、その建玉数量を制限することを「建玉制限」といっています。

■商品取引所における取引のルール

商品先物取引は、わが国では「商品先物取引法」に基づいて、日本国内に開設された「商品取引所」で行われています。そこで直接取引できるのは商品取引所の会員に限られます。

商品先物市場における取引のルールは、商品取引所が「業務規程」として定めています。こ

ここではその基本的なルールをご説明します。

(1) 取引単位と呼値

市場での取引の単位は、1枚、2枚といった「枚」が用いられます。したがって、お客様が商品先物取引業者に取引を注文する際の単位も「枚」ということになります。1枚当たりの商品の取引単位はそれぞれの商品ごとに異なっています。

ただし、商品取引所の立会で決められる価格は1枚当たりの価格ではなく、それよりももっと小さい単位の数量に対する価格です。立会で決められる価格の単位は「呼値」と呼ばれ、売買の成立した値段を「約定値段」といいます。

例をあげて説明しましょう。

例えば、「金」の場合（8ページの図例を参照）、取引単位（1枚）は1,000g（1kg）、商品取引所の立会での単位（呼値）は1gです。1,000倍も差があります。そこで、立会で金を3,000円という約定値段で買ったとなると、金1枚では、

$3,000 \text{ 円} / 1\text{g} \times 1,000 \text{ 倍} = 3,000,000 \text{ 円}$ となり、2枚では600万円、10枚では3,000万円分の取引をしたことになります。

また、商品取引所の立会で約定値段が3,000円から3,090円に90円変動するだけで、 $90 \text{ 円} / 1\text{g} \times 1,000 \text{ 倍} \times 1 \text{ 枚} = 90,000 \text{ 円}$ 変動したことになります。10枚なら90万円です。また100円変動したとすれば1枚で10万円、10枚で100万円の価格差が生じることになります。

(2) 取引の限月

先物取引では、株式の売買等とは違って、取引の対象となっている商品を実際に売り買いの契約に基づいて受渡しをする期日が例えば6カ月後という具合に決められています。これらの契約を履行する最終期限の月を「限月」といいます。限月は商品によって違いますが、その

期限となる月が4月の場合には4月限、5月の場合には5月限などといいます。いずれの商品でも決済されていない契約（「建玉」）は、商品取引所が定めている各限月ごとの最終立会日（これを「納会日」といいます。）までに転売又は買戻しによって差金決済をしなければなりません。

(3) 立会時刻

商品取引所の立会は、土曜・日曜・祝祭日等を除く毎日、各商品市場ごとに一定の時刻を決めて行われています。

東工取及び東穀取が採用している定められた時間連続して行われるザラバによる立会では、夕方から夜間にかけて連続して行われる立会（夜間立会）及び午前と午後に連続して行われる立会（日中立会）を導入しています。この場合、前日から始まる夜間立会は、当日の日中立会と同じ日付の取引として扱われます。

（8ページ図参照）

（注）東工取では翌朝の4時まで（ゴム市場は夜の7時まで）東穀取では夜の11時まで（米穀市場は夜の7時まで）夜間立会が行われますので、日中立会で約定したのも夜間立会で連続して価格が変動していきます。このため、取引するときは日中立会の価格変動だけでなく夜間立会の価格変動にも注意が必要になります。

当社のホームトレードシステムは24時間、受注は可能です。ただし、時間帯によっては、サーバーメンテナンス等によりご利用できない場合もございます。

電話、メール、FAX等による売買の注文は原則受け付けておりませんので、ご注意ください。

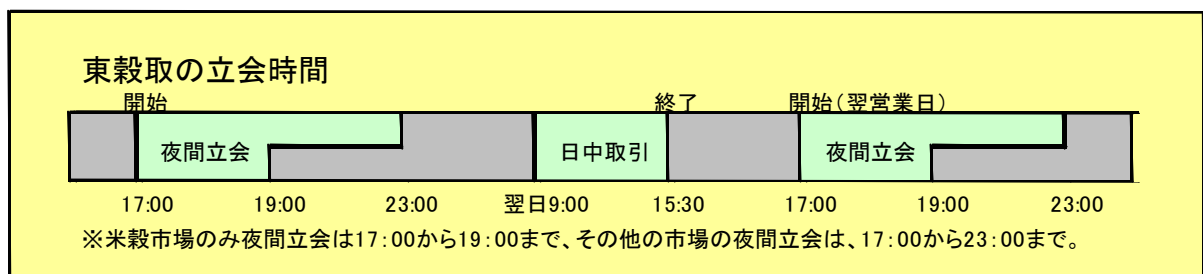
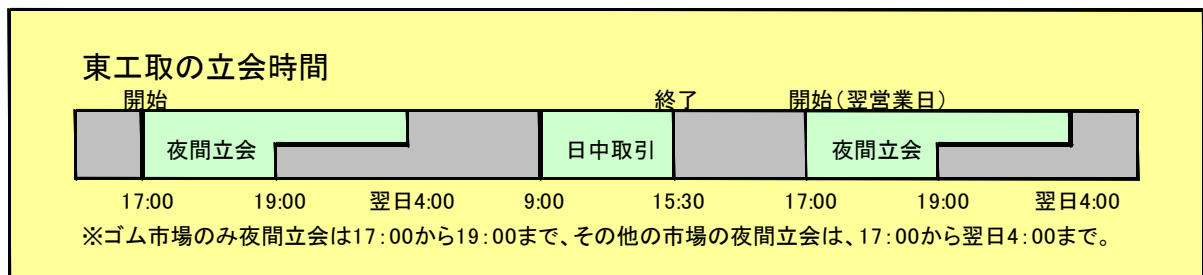
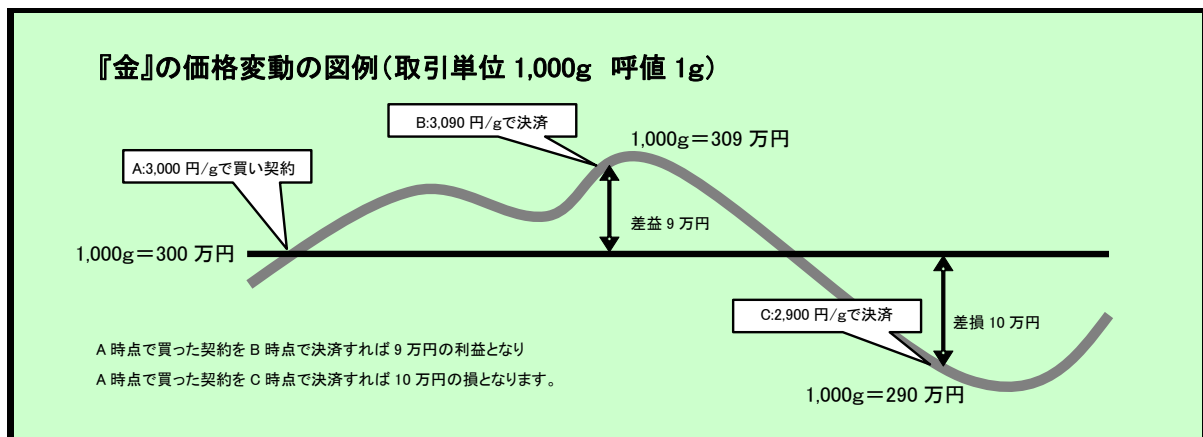
■その他の市場ルール

お客様が指値注文をした場合、買い注文なら注文の有効期限内に市場価格が指定した値段かそれ以下にならなければ、また売り注文なら、逆に注文の有効期限内に市場価格が指定した値段かそれ以上にならなければ注文は成立しません。

また、ザラバ取引においては、時間優先（商品市場に出された時間の早い注文が優先する）と価格優先（買い注文にあつてはより高い注文

が、売り注文にあつてはより安い注文が優先する）の原則に基づいて取引が成立しますので、お客様の注文に合致する約定値段等が付いても、この原則により成立しないことがあります。

このようにお客様の注文が成立しなかったときには、当社からその旨（とその理由）をお客様に通知しますので、そのときは市場の動向を見て改めて注文の指示をすべきかどうかを冷静に判断してください。



■現金決済先物取引及び指数先物取引

(1) 現金決済先物取引及び指数先物取引とは
先物取引には『商品の受渡しを約束する取引
(現物先物取引)』のほかに、「現金決済先物
取引」及び「指数先物取引」があります。

通常の商品先物取引では、決済期日までに転
売又は買戻しによる差金決済をしなかったも
のは、最終決済時に商品の受渡しが行われます。
これに対し「現金決済先物取引」では、現物市
場の価格動向を反映した信頼できる価格算定
式により現物価格の平均に当たる価格を算定
し、その価格によって全て金銭の受払いにより
決済が行われます。

「指数先物取引」は、複数の現物価格等を指
数化し、この指数を取引の対象とする先物取引
です。この取引も受渡しすべき「物」がないの
で、現金決済先物取引と同様に信頼できる算定
式により算出される最終決済指数によって全
て現金で決済されます。

現金決済先物取引及び指数先物取引の取引
の仕組みは通常の商品先物取引とほとんど変
わりませんし、リスクもあります。ただし「受
渡し」(物と金銭の授受)による決済がなく、
納会日(※)では金銭の受払いにより決済され
ることが主な違いです。

※現金決済先物取引の納会日を、東工取では
「取引最終日」または「最終決済日」と呼びま
す。

(2) 委託の手順

現金決済先物取引及び指数先物取引の委託
の手順は、通常の商品先物取引と全く同様です

ので、本書面の11ページをご覧ください。

(3) 取引証拠金の預託

取引証拠金も通常の商品先物取引と同様で、
追加の証拠金が必要となる場合もあります。ま
た、預託の方法等も同じです。

(4) 現金決済先物取引及び指数先物取引の決済
現金決済先物取引や指数先物取引は、納会ま
での間に反対売買(転売又は買戻し)による決
済を行って取引を終了させることができます
が、納会において最終的に決済する場合も反対
売買と同様に全て現金で決済します。

ア) 転売・買戻し(反対売買)による差金決済
現金決済先物取引及び指数先物取引におい
て反対売買を行ったときは、新規の取引が成立
したときの約定価格(又は約定指数)と反対売
買が成立したときの約定価格(又は約定指数)
との差による差金の受払いにより決済します。

決済の注文は、通常の商品先物取引と同様に商品
先物取引業者に指示してください。

イ) 納会における決済(現金決済)

納会月の対応については、別紙「取引所取引
契約約款」をご覧ください。

(5) 委託手数料

現金決済先物取引及び指数先物取引では、委
託手数料及び消費税等が必要となります。

委託手数料の額及び徴収の時期は別紙を参
照下さい。詳細は当社担当者にお問い合わせく
ださい。

3、適合性の原則

商品先物取引はどなたでも参加できる取引ではありません。商品先物取引法では「適合性の原則」が定められており、その条文には「商品先物取引業者は、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行って委託者等の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品先物取引業を行わなければならない。」とあります。さらに農林水産省及び経済産業省は「商品先物取引業者等の監督の基本的な方針」により、「適合性の原則」に関する解釈指針を商品先物取引業者に対し、「商品先物取引業者は、法第215条の規程に基づき、商品取引契約を締結する前に、顧客の知識、経験、財産の状況、商品取引契約を締結する目的やリスク管理判断能力等に応じた取引内容や取引条件に留意し、顧客の属性等に則した適性な勧誘の履行を確保する。」と示しています。

■お客様の属性の把握

適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘及び受託に該当するかどうかの判断を行うために、当社は、お客様に適合性の原則の趣旨を説明した上で、お客様の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に関する情報の提供を求め、お客様の属性の把握に努める必要があります。

お客様の申告に基づき、①氏名、②住所、③生年月日、④職業、⑤収入、⑥資産の状況、⑦投資可能資金額、⑧商品デリバティブ取引その他の投資経験の有無及びその程度、⑨商品取引契約を締結する目的等について、情報収集を行うこととなります。

■社内審査手続き等

お客様の商品先物取引に対する適合性について、最終的に商品先物取引業者の管理部門において確認することが求められ、勧誘及び受託過程においてお客様が適合性を有しないことが判明した場合には、直ちに勧誘及び受託を中止しなければならないことになっています。

このように、当社は適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘及び受託を行うことのないよう、お客様の属性情報を把握した上で社内審査を実施し、適合性を確認した上で取引を行うことができます。したがって、お客様には正確な情報を申告して頂ければなりません。また、社内審査の結果によりお取引をお断りする場合もございますし、審査に際して様々な書類等を作成して頂くこともありますので、ご留意下さい。

■投資可能資金額の設定

商品先物取引はハイリスク・ハイリターンな取引であるため、お客様は取引を開始するにあたり、そのことを十分認識される必要があります。したがって、**お客様がこの取引に充てる資金は、損失を被っても生活に支障のない範囲の資金額を投資可能資金額として設定してください。**当社はお客様の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に照らして不相当となる勧誘及び受託を行うことがないよう、適合性の原則に基づく勧誘が法律により義務付けられています。このため、日常のお客様との連絡の中で、折に触れ、お客様の資産の状況等を確認させて頂くことがありますのでご理解ください。

4、取引の手続き

お客様が当社のホームトレードシステム（以下「本システム」といいます。）を利用して商品先物取引を行う際の手続きについて主要な点をここで説明いたします。詳細は当社ホームページでご確認下さい。尚、申込みは一部を除き当社ホームページ上で行います。

■商品取引契約の締結から取引の開始までの基本的な手続き。

- ① お客様は、以下の書面（事前交付書面等）が当社ホームページ上で提供されることについて承諾していただく必要があります。

「契約締結前交付書面（本書面）」

「受託契約準則」

「電子取引に関する規程」

「ホームトレード「浪漫飛行」利用要綱」

「取引所取引に係る契約約款」

「電子取引の証拠金・手数料一覧」

「重要事項の説明書」

「ロスカット制度利用特約」

「デイトレード証拠金コース利用要綱」

同時に以下の書面が当社のホームページ上にて差入れ及び提供されることについて承諾が必要となります。

「約諾書及び通知書」

「差換え預託に関する同意書」

「証拠金預り証発行省略の同意書」

「売買報告書及び計算書」

「残高照合通知書」

- ② ①にあげる契約締結前交付書面を保存（ダウンロード）していただき、その内容を十分にお読みになり、理解度を確保させていただきます。

- ③ 口座開設情報を入力して下さい。特に年齢、職業、年収、資産状況、投資可能資金額、投資経験、本契約を締結する目的などは審査のための重要な項目ですので、正確にご入力いただき「商品先物取引の危険性を了知した上で、受託契約準則にしたがって、自らの判断と責任において取引を行う」旨をご了承の上で、申込を行ってください。
- ④ 「犯罪収益移転防止法」に基づく本人確認を行いますので、運転免許証、健康保険証等の本人確認書類をご用意ください。
- ⑤ 申込内容をもとに、口座開設の可否について審査を行います。審査には通常1日から3日程度かかります。なお、審査の結果、口座開設をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ⑥ 上記①から⑤の手続きによりお客様が商品先物取引を行うこととなった場合には、電子メールにて承諾の通知を行います。
- ⑦ 証拠金を所定の方法（16ページ参照）によりお振込み下さい。金融機関を介して取引証拠金を預けた場合であって、お客様から同意があったときは、「取引証拠金預り証」の発行が省略されます。ただし、お客様はいつでもこの同意を取り消すことができます。充用有価証券等で預託を受けたときには充用価格等の必要事項が記載された「取引証拠金預り証」をお客様に発行します。
- ⑧ 当社にて、お客さまのお振込みが確認出来次第、電子メールにて本システムへのログインするために必要なユーザーIDを通知いたします。注文は本シス

テムへユーザーID 及びお客様が設定しましたパスワードにてログインしていただき、注文受付時間内にお客様ご自身の判断により、行ってください。

(当社で対応している注文の種類および約定条件については別紙「取引所取引契約約款【電子取引】」をご覧ください。)

- ⑨ いただいた注文が商品市場において成立しなかった場合には、本システムにてご確認できます。
- ⑩ 注文が成立した場合には本システムにてご確認できます。また、「売買報告書及び売買計算書」が本システム内にて交付されますので、内容をご確認いただき、記載内容に相違があった場合にはただちに当社までご連絡ください。
- ⑪ お客様の保有する建玉については、日々、約定値段と帳入値段等の価格差から値洗損益が計算されます。
- ⑫ 値洗損益通算額が損失となっている場合などには証拠金の追加預託が必要になることがあります。その場合には電子メールにてご連絡をいたしますので、建玉を維持したまま取引を継続する場合には、期限までにご入金ください。
- ⑬ 商品市場では、急激な価格変動を防止するためにサーキットブレーカー（C B）制度が設けられています。商品取引所があらかじめ定めた一定の幅を超える価格で売買注文が対当する場合は、一時的に取引を中断して、新たな注文を呼び込んだうえで設定幅を拡大してから取引が再開されます。サーキットブレーカー制度により取引が中断されている間は注文が成立することはありません。サーキットブレーカーの設定

幅等については商品取引所のホームページをご参照ください。

- ⑭ 毎月末に「残高照合通知書」電子交付いたします。記載内容を確認し、相違の有無について必ずご回答ください。回答がない場合には、相違がなかったものとして取り扱いますので、ご注意ください。

■取引の決済

商品先物取引の決済の方法は2通りあります。1つは転売又は買戻しによる「差金決済」、もう1つは現物の「受渡しによる決済」です。当社、電子取引では「受渡しによる決済」は取り扱っておりませんのでご注意ください。

●差金決済

お客様が当社に委託した建玉について、その後の相場変動により値洗い益が出ているからその利益金を受け取りたい、あるいは値洗い損となっていて相場も反転する心配がないのでこれ以上損失が大きくならないうちにやめておこう、と判断したときは、建玉を仕切る（差金決済を行う）ための注文を本システムにて行ってください。

注文の仕方は『■商品取引契約の締結から取引の開始までの基本的な手続き』の⑧から⑩のときと同様ですが、建玉の一部を仕切るときは、どの商品の何月限か、いくらの約定値段で成立した建玉を仕切るのか等も明確に注文してください。もし、お客様が建玉を特定する指示をしなかったときは、受託契約準則に従い成立の古い建玉から順に仕切られますのでご注意ください。

(当月限の対応については、「取引所取引に係る契約約款【電子取引】」をご覧ください。)

■取引に関する制限

- ・注文の成立後には、その注文の契約を解約すること(いわゆるクーリング・オフ)はできません。
- ・ご注文をいただいても商品市場の状況によっては取引が成立しない場合があります。
- ・商品取引所の定める建玉の限度を超えたり、買占め・売崩し等の不公正な取引と認められた場合には、商品取引所により建玉が処分されることがあります。
- ・お客様の商品先物取引に関する知識や経験の程度、資産の状況に照らして過大な取引とならないよう、当社の判断により取引量を制限させていただく場合があります。
- ・当社では値洗益の出金および値洗益の証拠金への振替えは行っておりません。
- ・当社の電子取引では、現物の受渡しによる決済は行っておりませんので、建玉の決済は反対売買による差金決済によります。

万が一、当社が破産手続開始の決定を受け、あるいは(株)日本商品清算機構において支払い不能と取扱われた等の事由により、商品取引所において当社が違約者と認定された場合には、商品取引所により建玉が処分されることがあります。

5、債務の履行と弁済

仕切注文が成立した場合には、損益(売買差損益金)が計算され、取引結果が利益の場合には売買差益金から手数料を差し引いた金額を預託している預り証拠金に加算いたします。取引結果が損失の場合には売買差損金に手数料を加えた金額を預託している預り証拠金から差し引きます。

預り証拠金が売買差損金に不足する場合は、当社の指定する日時までに不足分を当社の指定口座にご入金ください。

決済により生じた損金などお客様が当社に支払わなくてはならない債務が残っているときは、預託している預り証拠金その他当社に預託している金銭、充用有価証券等、充用外貨その他の物はその債務の担保として留保されることとなり、当該損金等について当社が指定した日から10営業日を過ぎても支払われないときには、留保された預り証拠金その他当社に預託している金銭、充用有価証券等、充用外貨その他の物はその損金等の弁済に充当されることとなっています。この場合、充用有価証券等により預託されているときは、当社は、お客様の税負担・費用負担によりそれを換価処分して債務の弁済に充当します。なお、株式等の有価証券の売却益については、個人の場合、申告分離課税により課税されます。

6、証拠金について

委託者証拠金	建玉全体を維持するために必要な証拠金の金額として当社が定める金額のことで、当社が定める委託者証拠金の額は、保有している各商品毎に、売建玉と買建玉の多い方の数量に PSR（プライススキャンレンジ）を乗じ、商品毎の必要証拠金を算出し、商品毎に計算された必要証拠金額の合計を委託者証拠金とする方法（『HSF-SPAN 証拠金』といいます。）を採用しております。ただし、商品毎に設定される「PSR」と「商品内スプレッド割増額」を比較し、「商品内スプレッド割増額」が「PSR」よりも大きい場合は、1枚あたりの証拠金計算に使用する額は「PSR」ではなく、「商品内スプレッド割増額」とします。また、納会月の建玉納会月割増額、緊急証拠金が必要となる場合もあります。 なお、デイトレード証拠金コースを選択された場合は、上記 HSF-SPAN 証拠金の半額が委託者証拠金となります。
預り証拠金	お預かりしている「現金」や「充用有価証券等」及び「充用外貨」の合計金額です。
値洗損益金通算額	値洗いが利益となっている場合を値洗益、損失となっている場合を値洗損といい、全ての建玉を合算した値洗いのことです。 ※値洗益金を使用し新たな建玉を行うことが出来ませんが、値洗益金の出金は出来ません。
現金授受予定額	値洗損益金通算額と取引の結果である「売買差損益金額」を加減した金額のことで、 現金授受予定額＝値洗損益金通算額±売買差損益金 ※現金授受予定額がマイナスの場合の金額を「現金支払予定額」と言います。
受入証拠金の総額	預り証拠金に、値洗損益金通算額及び売買差損益金を加減した金額のことで、 受入証拠金の総額＝預り証拠金±値洗損益金通算額±売買差損益金
総額の不足額	受入証拠金の総額が委託者証拠金を下回った場合、証拠金不足が生じることになり、この不足額を総額の不足額と言います。（注）参考 総額の不足額＝受入証拠金の総額＜委託者証拠金
現金不足額	預り証拠金の「現金」が現金授受予定額を下回った場合、証拠金不足が生じることになり、この不足額を現金不足額と言います。（注）参考 現金不足額＝預り証拠金の現金＜現金授受予定額（マイナスの場合のみ）
不足請求額	証拠金の不足額は「総額の不足額」または「現金不足額」のいずれか大きい額となります。 （注）参考
預り証拠金余剰額	建玉を維持するために使用していない証拠金のことで、 預り証拠金余剰額 ＝ 受入証拠金の総額 － 委託者証拠金

注）証拠金不足の発生と証拠金の追加預託（総額の不足額と現金不足額）

- 総額の不足額（受入証拠金の総額＜委託者証拠金の場合に発生）

「受入証拠金の総額」が「委託者証拠金」を下回った場合には、証拠金の不足が生じることになります。このときの不足額を「総額の不足額」と言います。

$$\text{総額の不足額} = \text{受入証拠金の総額} - \text{委託者証拠金}$$

●現金不足額（受入証拠金の総額＜委託者証拠金の場合に発生）

預り証拠金のうち、充用有価証券を除いた金銭の額が後述の「現金支払予定額」を下回った場合にも、証拠金の不足が生じます。このときの不足額を「現金不足額」と言います。

$$\text{現金不足額} = \text{預り証拠金のうち現金} - \text{現金支払予定額}$$

「現金支払予定額」とは、「現金授受予定額」がマイナスの場合の金額を言い、「現金授受予定額」とは、値洗損益金通算額および売買差損益金（未清算）を加減した額を言います。

$$\text{現金支払予定額} = \text{現金授受予定額がマイナスの場合の金額}$$

$$\text{現金授受予定額} = \pm \text{値洗益金通算額} \pm \text{売買差損益金}$$

●不足請求額

証拠金の不足額はこの「総額の不足額」または「現金不足額」のいずれか大きい額となります。

$$\text{証拠金の不足額} = \text{「総額の不足額」または「現金不足額」のいずれか大きい額}$$

証拠金は、金銭によって預託する代わりに、一定の有価証券による代用（充用）をすることができますが（充用有価証券の種類およびその充用価格については別紙をご覧ください。）、「現金不足額」については、必ず現金で預託していただく必要があります。

なお、証拠金の不足額が「総額の不足額」となる場合であっても、「現金不足額」がある場合には、「現金不足額」に相当する金額については現金で預託していただく必要がありますのでご注意ください。

●証拠金不足(不足請求額)は、たとえば次のような場合に発生します。

商品相場の変動により建玉の値洗いが悪化して値洗損益金通算額がマイナスとなった場合や、建玉の決済により損金が発生した場合には、「受入証拠金の総額」が減少するため、証拠金不足が生じることがあります。

その他に、商品相場の状況により「委託者証拠金」の見直しが行われた場合にも不足が生じることがあります。

これらの場合に、建玉を決済せずに維持したまま取引を継続する場合には、不足の発生した日の翌業日正午までに不足額をご入金ください。

不足額が期限までに預託されない場合は、建玉を処分することがあります。

なお、証拠金不足が生じた場合であっても、保有する建玉を全て決済し、売買差損金を清算して取引を終了する場合には、追加の証拠金を預託する必要はありません。

当社が定める委託者証拠金の額は、保有している各商品毎に、売建玉と買建玉の多い方の数量に PSR（プライススキャンレンジ）を乗じ、商品毎の必要証拠金を算出し、商品毎に計算された必要証拠金額の合計を委託者証拠金とする方法（『HSF・SPAN 証拠金』といいます。）を採用しております。ただし、商品毎に設定される「PSR」と「商品内スプレッド割増額」を比較し、「商品内スプレッド割増額」が「PSR」よりも大きい場合は、1枚あたりの証拠金計算に使用する額は「PSR」ではなく、「商品内スプレッド割増額」とします。納会月の建玉納会月割増額、緊急証拠金が必要となる場合もあります。

証拠金につきましては、別紙『取引所取引契約約款【電子取引】』にて詳しく説明してありますのでご確認ください。

■証拠金の預託の方法

当社指定の下記の口座にお振込みください。

三菱東京 UFJ 銀行新宿中央支店 （普） 3 4 1 4 5 5 6 振込先名：エイチ・エス・フューチャーズ株式会社
--

■証拠金の返還の時期および方法 （預り証拠金余剰額）

建玉を維持するために使用していない証拠金（「預り証拠金余剰額」）は商品先物取引口座から出金することができます。ただし、「預り証拠金余剰額」が預託した証拠金のうち金銭の額を超える場合にはこの限りではありません。

「預り証拠金余剰額」は、「受入証拠金の総額」から「委託者証拠金額」を差し引いた金額となります。

$\begin{aligned} \text{預り証拠金余剰額} &= \text{受入証拠金の総額} \\ &\quad - \text{委託者証拠金額} \end{aligned}$

「預り証拠金余剰額」の出金を希望される場合には、当社のホームトレードシステムより出金の指示を行ってください。お客様から請求のあった日から4営業日以内に、ご指定いただいたお客様の口座に振り込みます。

なお、当社では値洗益の払い出し（出金）および値洗益の証拠金への振替えは行っていません。

7、取引の留意点

(1)、手数料

委託手数料の徴収時期は、仕切(決済)注文が約定した時点で、売買枚数に応じた新規及び決済往復分の委託手数料を預り証拠金から差し引きます。委託手数料の額は別紙にてご確認ください。

(2)、税金の概要

■所得税等

①転売・買戻し(反対売買)による差金決済に対する所得税等

国内の商品取引所で行われている商品先物取引を差金決済したことにより生じた売買損益は、個人の場合、申告分離課税により課税されます。

年中(1月から12月)に決済した商品先物取引の売買損益を通算し利益となった場合には、委託手数料、消費税等などの取引に要した費用(必要経費)を控除した額が課税所得となります。また、お客様が差金決済したことにより年間を通じての売買損益を通算し損失となった場合には、損失の金額を翌年から3年間にわたって商品先物取引による所得の金額から控除することができます。この繰越控除を受けるためには、損失となった年分についても確定申告をしておく必要があります。

なお、損益通算することができる他のデリバティブ取引については、最寄りの税務署及び日本商品先物振興協会のホームページ等でご確認ください。

■消費税等

①手数料に対する消費税等

お客様が当社に支払う委託手数料に対しては、5%(消費税4%+地方消費税1%)の消費税等が課税されます。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

(3)、契約の終了事由

下記の事由が発生した場合には、お客様の意思にかかわらず、商品取引契約を終了させていただく場合があります。

- ① 不正資金の流入が認められたとき
- ② 相場操縦、市場操作を目的とする取引等の不公正な取引があったとき
- ③ 仮名口座や借名などの本人以外の名前を使用した取引があったとき
- ④ その他、公序良俗や法令に違反し、またはその恐れがあり、社会的信用を大きく低下させたとき
- ⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を越えた不当な要求行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- ⑥ お客様が、いわゆる反社会的勢力の関係者またはこれらに準ずる者であると認められ、当社が解約を申し出たとき

8、当社の商品先物取引業の内容および方法の概要

当社は商品先物取引法に基づいて経済産業大臣および農林水産大臣の許可を受けた商品先物取引業者であり、当社の行う商品先物取引業は、同法第 2 条 22 項にあたります。また、当社は同法上の認可法人である日本商品先物取引協会の会員です。

この契約に基づく取引は「商品市場における取引」（同条項 1 号）の受委託にあたり、当社のコンピュータとお客様のコンピュータ、携帯電話又は携帯情報端末等の電子機器とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を利用する方法により行います。当社は㈱東京工業品商品取引所及び㈱東京穀物取引所の受託取引参加者であり、お客様から委託を受けて受注した注文を両取引所において、当社の名をもって執行しますが、その取引はお客様の計算においてなされます。

また、当社では商品取引所の会員または受託取引参加者として、会社名義で売買（自己取引）を行っています。そのため、結果的に自己取引の内容がお客様の建玉内容と同じであったり反対であったりすることがありますが、故意に自己取引をお客様の取引に対当させて行うものではありません。

9、お客様の資産の保全

ここでは、お客様（以下、この章において「委託者」といいます。）からお預りした金銭等がどのように保管されているかについて説明します。

(1) 取引証拠金の直接預託制度

商品先物取引法に定められた証拠金制度は、委託者が当社に取引の担保として差し入れる取引証拠金、又は預託した委託証拠金相当額以上の額を㈱日本商品清算機構（「清算機構」）に預託する仕組みとなっています。実際には委託者が清算機構の清算参加者である当社に差し入れた取引証拠金を、当社が委託者の代理人となって清算機構に“直接”預託します。この直接預託された取引証拠金を「（※直接預託区分の）取引証拠金」といいます。

また、当社が委託者から差換預託の同意を書面で受けた場合には、委託者から預託を受けた証拠金（「委託証拠金」といいます。）以上の額

を取引証拠金（「（※差換預託区分の）取引証拠金」といいます。）として清算機構に預託することになります。

※ 清算機構に預託された取引証拠金は、預託される方法により、直接預託区分・差換預託区分と分けて管理されます。

万が一、当社が破産、あるいは清算機構において支払い不能となったこと等により商品取引所において違約者と認定され建玉が処分された場合、委託者は清算機構に預託されている委託分の取引証拠金に対し、清算機構にその返還を直接請求することができます。その際、委託者が当社に取引証拠金を差し入れている場合（直接預託）には、清算機構に預託された取引証拠金（直接預託区分）の現金及び充用有価証券等の額を限度として、委託者が当社に対して負担する商品先物取引に係る未履行の債務を控除し

た額について返還請求権を有することとなります。

また、委託者が当社に委託証拠金を預託している場合（差換預託）には、清算機構に預託された取引証拠金（差換預託区分）の現金及び充用有価証券等の額（有価証券等は時価評価額）に対し、委託証拠金の額（商品先物取引に係る未履行の債務を控除）を限度として清算機構に返還請求権を有することになりますが、この場合の返還は全て金銭（日本円）で行われ、そのための換金費用はその取引証拠金から差し引かれます。

なお、以下の事由等により、清算機構に対して有する返還請求権の額が、委託者が当社に対して有する返還請求権の額（預り証拠金余剰額）に不足するときは、委託者は当該不足額について、法及び保護基金の定めるところにより一定額を限度として保護基金に当該不足額を請求することができます。

清算機構に預託された取引証拠金について委託者が有する返還請求権は、実際に清算機構に預託されている取引証拠金が対象となりますが、委託者が当社に差し入れた取引証拠金（預託した委託証拠金）は、翌営業日に清算機構に取引証拠金として預託されます。したがって、当社に取引証拠金を差し入れた（委託証拠金を預託した）日には、その取引証拠金は清算機構に預託されていないことから、委託者は清算機構に対し返還請求権を有していないということになります。

上記のとおり、違約時において差換預託区分の取引証拠金は全て金銭で返還しますので、取引証拠金（差換預託区分）に預託された充用有価証券等は換価処分しますが、換価時における相場の状況等により換価後の取引証拠金（差換預託区分）の額が違約時における当該取引証拠金の額を下回る可能性があります。

詳細については、当社、清算機構又は保護基金にお問い合わせください。

(2) 委託者保護業務

委託者から取引証拠金、委託証拠金のいずれを預かる場合であっても、当社は毎日清算機構に預け入れますが、実際には委託者が預けると同時に当社が清算機構に預け入れることはできませんので、その間、一時的に当社の手許に委託者の資産が保管されることとなります。その場合、当社は、この間、当該資産に相当するものについて、保全対象財産として委託者資産の保全措置を講じなければなりません。

また、委託者の同意を得られれば、証拠金としてではなく単なる商品取引契約に係る預り金（「預り金」）として金銭等を当社に預託することもできますが、この場合も当社は当該資産相当額について保全措置をとる必要があります。

主務大臣の登録を受けた「保護基金」は、全ての商品先物取引業者に加入が義務付けられた「委託者保護業務」を行う会員組織の法人であり、当社の財務、特に委託者資産の保全状況を監視する役割を担う組織として設置され、委託者に返還請求権のある取引証拠金として清算機構に預託されたものを控除した委託者資産に相当する財産（保全対象財産）を保全する制度の核となっています。

この保護基金の委託者保護業務は次のとおりです。

- ① 商品先物取引業者がその一般委託者（委託者のうち機関投資家等の商品先物取引のプロである者を除く者をいいます。）に対する円滑な弁済が困難と認めたもの（補償対象債権）に対し委託者一人当たり1千万円を限度とする支払業務
- ② 一般委託者への円滑な弁済に必要な資金の貸付（返還資金融資）業務

- ③ 保全対象財産の商品先物取引業者からの預託の受入れ及び管理業務（基金分離預託業務）
- ④ 迅速な弁済に資する業務（信託管理人業務、銀行等保証委託契約関連業務、基金代位弁済委託契約関連業務等）等
- ⑤ 委託者保護業務に関する調査研究などの附帯業務

保護基金は、商品先物取引業者が不測の事態（弁済事故）に陥ったときに委託者保護業務を展開し、平常時は商品先物取引業者が不測の事態に陥らないように監視する組織として位置付けることができます。

(3) 委託者資産の保全とペイオフ

委託者資産の保全措置には次の4つの方法があり、いずれも保護基金が行う委託者保護業務の一環として行われます。

- ① 保護基金を受益者代理人の一人とし、委託者を受益者とする信託契約を商品先物取引業者と信託機関が締結することにより、保全対象財産を信託機関に信託して保全する方法（指定信託契約）
- ② 保全対象財産を保護基金に預託する契約を商品先物取引業者と保護基金が締結して保全する方法（基金分離預託）
- ③ 弁済事故が生じた場合に委託者債務の弁済に必要な額を保護基金に金融機関が支払うことを委託する契約を商品先物取引業者と金融機関が締結して保全する方法（銀行等保証委託契約）
- ④ 弁済事故が生じた場合に商品先物取引業者に代わって弁済することを保護基金に委託す

る契約を商品先物取引業者と保護基金が締結して保全する方法（基金代位弁済委託契約）

これら4つの方法で保全された財産と清算機構に預託されている取引証拠金額を合算すれば、委託者資産は全額保全されていることになります。このため、保護基金は、この4つの委託者資産の保全措置を中心に当社の委託者資産の状況を監視し、その保全を徹底させています。しかし、当社が弁済事故に陥った場合、これら保全されていた資金を合算しても委託者に100%弁済できない事態が絶対起らないとは言いきれません。そのような場合には、保護基金は、一般委託者個々に対して、弁済されなかった分について1千万円を限度として支払うというペイオフ制度を適用し、対処します。

なお、無断売買、返還遅延など商品取引事故に係る債務は当社が積み立てた商品取引責任準備金で対応する制度になっていることから、ここでいう委託者資産、あるいは委託者債権や債務には、商品取引事故あるいは損害賠償金は含まれていません。また、委託者から委託者債権の譲渡を受け、又は何らかの債務の担保として委託者債権を取得した者は、保護基金に支払いを求めることができません。

詳細については、当社又は保護基金にお問い合わせください。

10、商品先物取引業者の禁止行為

商品先物取引法に基づき主務大臣からの商品取引受託業務の許可を受けた当社は、商品市場と一般の委託者とを結ぶ担い手として、商品市場における取引の公正を確保する責務を負っていることから、その業務には法令などにより多くの規制が設けられています。また、商品市場に委託者として参加するお客様も、そうした法令などを理解して、商品先物取引業者との無用なトラブルの発生を未然に防止するとともに、万が一トラブルが生じた際にはその解決のために何をなすべきかを認識しておく必要があります。

■商品先物取引法に規定する禁止行為

取引は委託者であるお客様の意思や判断に基づいて行われるものであり、その取引の結果については自己責任が求められることから、お客様の意思決定や判断を歪めるような行為として、以下に掲げる行為は、商品先物取引法で禁止されていますので、お客様もそれを十分に認識した上で取引を行うようにしてください。

(1) 商品先物取引法（第 214 条）による禁止行為

- ①顧客に対して、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げて勧誘すること。
- ②商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げること。
- ③商品市場における取引につき、数量、対価の額又は約定値段等その他の主務省令で定める事項について顧客の指示を受けないでその委託を受けること。
- ④顧客から委託を受けた取引を商品市場で執行する前に、その取引と同じ内容の自己取引をより有利な価格で行なうこと。
- ⑤委託又は申込みを行わない旨の意思を表示した顧客に対して勧誘すること。

- ⑥顧客に対して、迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘をすること。
- ⑦取引契約の締結の勧誘に先立って、顧客に対して会社名と商品先物取引の勧誘を行なおうとしている旨を告げた上で勧誘を受ける意思の有無を確認しないで勧誘すること。
- ⑧同一の商品取引所の同一の商品について、同一の限月の売建玉と買建玉を同一枚数保有することを顧客に対して勧めること。
- ⑨商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、商品取引契約の締結を勧誘すること。（不招請勧誘の禁止＝個人に対して勧誘の要請がないのに電話・訪問により初期投資金額以上の損失の発生のある取引所取引を勧誘すること。）

(2) 商品先物取引法施行規則（第 103 条）による禁止行為

- ①証拠金の返還の請求、顧客の指示の遵守など、顧客に対する債務の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- ②故意に、顧客の取引と自己の取引を対当させて、顧客の利益を害することとなる取引をすること。
- ③顧客からの指示を受けずに、無断で顧客の取引として取引をすること。（準則に定める場合を除く）
- ④売付け又は買付け、転売又は買戻しの区別などの事項を偽って商品取引所に報告すること。
- ⑤顧客もしくは顧客が指定した者に対して、特別の利益を提供することを約束し、又はこれを提供すること。
- ⑥商品取引契約につき、顧客に対し、取引単位を告げないで勧誘すること。
- ⑦転売又は買い戻しにより取引を決済する意思表示をした顧客に対し引き続きその取引を行なうよう勧めること。
- ⑧商品市場における取引の委託について、重要な事

- 項について誤解を生じさせるべき表示をすること。
- ⑨同一の商品取引所の同一の商品について、同一の限月の売建玉と買建玉を異なる枚数保有する取引、異なる限月の売建玉と買建玉を同一枚数保有する取引及び異なる限月の売建玉と買建玉を異なる枚数保有する取引を、その取引を理解していない顧客から受託すること。
- ⑩商品取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで顧客を集め商品取引契約の締結を勧誘すること。
- ⑪商品市場における相場又は商品市場における相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、商品市場における取引の委託を受けること。
- ⑫取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況において、商品先物取引業に係る行為を継続すること。
- ⑬電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。
- ⑭委託を行っている商品先物仲介業者の法令に違反する行為を防止するための措置が十分でないにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。
- ⑮委託を行った商品先物取引仲介業者の商品取引事故につき損失の補てんを行なうための適切な措置を講じていないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。
- ⑯委託を行った商品先物仲介業に顧客に対する金銭又は有価証券の受渡しをおこなわせること。
- ⑰委託を受けようとする際、商品先物取引業者が当該委託に係る上場商品構成物品又は上場商品指数及び期限が同一であるものの取引について、故意に受託に係る取引と自己による取引を対当させる取引を行なっているにもかかわらず、顧客に対し説明しないで、当該委託を受けること。
- ⑱相場又は取引高の数値を変動させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、委託をうける行為を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること。

11、商品先物取引に関する主要な用語

ここでは、これまでに本書面で触れられなかった商品先物取引に関する主要な用語等について説明します。

約諾書	<p>商品取引契約を締結する際に、顧客が商品先物取引業者に差し入れる「商品先物取引の危険性を了知したうえで受託契約準則にしたがって取引を行うこと」を承諾する旨の書面です。ただし、この約諾書を差し入れても、取引をすることは義務ではありません。また、お客様が取引証拠金を預託し、具体的に売買の注文を指示した後に、初めて取引が行われます。</p> <p>約諾書は印紙税法に定められた「継続的取引の基本となる契約書」にあたるため、4,000円の収入印紙が必要となります。</p>
通知書	<p>通知書は、取引の主体を明確にし、取引の受注や連絡に支障がないようにするものですから、その点に留意して必要事項を正確に記入してください。</p> <p>この「通知書」により代理人を指定した場合は、その代理人以外の者を通じて取引を委託したり、取次ぎを委託することはトラブルの原因となりますので、絶対になさらないようにしてください。また、通知事項に変更があったときは、すぐに当社にその旨を通知してください。</p> <p>「約諾書」及び「通知書」に虚偽の事項を記入したり、偽名や仮名あるいは他人名義を使用することは、法律等で固く禁止されています。</p>
証拠金一覧	<p>お客様が取引する際に取り引する商品ごとに預託しなければならない、当社が定めた取引証拠金の額を記載した書面です。</p>
委託手数料一覧	<p>当社が定めた商品ごとの委託手数料の額及び徴収の時期を記載した書面です。委託手数料は損益とは別に請求されますので、その内容を必ず確認して下さい。</p>
取引所取引契約約款	<p>お客様が当社に委託して行われる商品先物取引の売買注文を行う際、お客様と当社との取り決めです。お客様は東工取並びに東穀取での取引を当社に委託されるにあたって、本約款に同意していただく必要があります。</p>
受託契約準則	<p>受託契約準則（準則）は、商品市場取引における商品取引契約の普通契約約款であり、商品取引所が定めています。お客様の取引も準則にしたがって行われます。</p>
売買報告書及び売買計算書	<p>受託契約準則に基づき、注文が成立したときに送付する書類です。成立した注文の受注日時、商品、限月、新規・仕切りの別、売付け・買付けの別、注文の成立した日時、売買枚数、約定値段などが記載されています。</p>
残高照合通知書	<p>受託契約準則に基づき、毎月送付する書類で、作成日現在の委託者証拠金の額、建玉の状況、受入証拠金の総額、預り証拠金余剰額などが記載されていま</p>

	<p>す。記載内容を確認し、異議の有無について同封のはがきにより必ずご回答ください。回答書の返送がない場合には、内容について相違がなかったものとして取り扱いますので、ご注意ください。なお、残高照合通知書は、お客様から請求があった場合には、いつでも、すみやかに作成・送付いたします。</p>
SPAN [®] (スパン)	<p>SPAN[®]とは、シカゴ・マーカンタイル取引所 (CME) が開発した証拠金計算を行うためのシステムです。SPAN[®]証拠金制度のもとでは、お客様が保有する建玉全体 (ポートフォリオ) から生じるリスクに応じて証拠金額を計算します。そのために、(株)日本商品清算機構が過去の価格変動をもとに証拠金額計算の基礎となる値 (変数) を決定し、それを使用して商品先物取引業者がお客様ごとに最低限必要な証拠金額を算出して、それ以上の金額で委託者証拠金額を定めることとされています。</p>
倉荷証券	<p>倉荷証券とは、倉庫会社が商品を保管していることを証するものとして発行する証券で、商品市場における受渡しに提供できる倉荷証券は、各商品取引所が指定した倉庫会社のものに限られます。</p>
売買差損益金	<p>取引を決済した場合に生ずる損益金額のうち、商品先物取引業者とお客様との間で受払いの済んでいないものを「売買差損益金」と言います。</p>
仮差引損益金通算額	<p>値洗損益金通算額から仮委託手数料を控除した額を「仮差引損益金通算額」と言います。</p>
日本商品先物取引協会	<p>日本商品先物取引協会 (日商協) は、商品先物取引法に基づいて経済産業大臣並びに農林水産大臣の認可を受けた法人であり、商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者等 (お客様) の保護を図ることを目的としています。この目的のために、日商協では、会員たる業者が遵守すべき自主規制ルールを定め、法令や自主規制ルールに違反した会員に対しては制裁を行っています。また、商品先物取引業者の営業マンである外務員の資格試験の実施や登録業務等も行っています。</p> <p>日商協の「<u>相談センター</u>」では会員の商品先物取引業に関する苦情、紛争の申し出を受けており、迅速かつ適正な解決に努めています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">日本商品先物取引協会 相談センター</p> <p style="text-align: center;">http://www.nisshokyo.or.jp/</p> <p style="text-align: center;">〒103-0016 東京都中央区小網町9番4号</p> <p style="text-align: center;">電 話 03-3664-6243</p> <p style="text-align: center;">電話受付時間 月～金 (祝祭日を除く)</p> <p style="text-align: center;">9:00～12:00、13:00～17:00</p> </div>

<p>(株)日本商品清算機構 (JCCH)</p>	<p>株式会社日本商品清算機構 (JCCH) は、商品取引所が株主となって設立された「アウトハウス型クリアリングハウス」であり、商品先物取引法に基づいて商品取引債務引受業の許可を受け、商品取引所において行われた取引を対象として、清算業務を行っています。</p> <p>株式会社 日本商品清算機構 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9番4号 TEL 03-5847-7521</p>
<p>日本商品委託者保護基金</p>	<p>日本商品委託者保護基金 (保護基金) は、国内の商品市場取引において商品先物取引業を行う業者が加入を義務付けられた、委託者保護業務を行う会員組織の法人です。お客様が商品先物取引業者に預けた証拠金は、毎日、(株)日本商品清算機構に預託されますが、一時的に業者の手許に保管されている資産については、保全措置を取ることとされています。保護基金は、この保全対象財産についての業者の保全措置状況を監視する役割を担っています。また、業者が不測の事態 (弁済事故) に陥り、万が一、保全されていた資産ではお客様の資産を全て弁済できない事態が生じた場合には、弁済されなかった分について 1 千万円を限度として支払うというペイオフ制度を適用し、対処することとしています。</p> <p>委託者保護会員制法人 日本商品委託者保護基金 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3-8-1 TT-2 ビル 5階 TEL 03-3668-3451</p>

当社のお客様相談窓口

フリーダイヤル **0120-50-4288**

受付時間 平日 8:30～17:30

日本商品先物取引協会 「相談センター」

<http://www.nisshokyo.or.jp/>

〒103-0016 東京都中央区小網町9番4号

電話 03-3664-6243

電話受付時間 月～金（祝祭日を除く）

9:00～12:00、13:00～17:00

お問い合わせについて

取引に関してご不明な点があった場合には、担当部署にご確認ください。

また、当社の「お客様相談窓口」では、営業部門から独立した管理部門の担当者がお客様からの苦情や相談を受け付け、その相談に応じており、問題の解決とサービスの向上に努めています。

なお、日本商品先物取引協会（日商協）では「相談センター」を設置し、その会員の商品先物取引業に関する苦情、紛争の申し出を受けており、迅速かつ適正な解決に努めています。

商号	エイチ・エス・フューチャーズ株式会社
所在地	東京都中央区銀座6丁目10番16号
連絡先	電話番号（代表） 03-6704-0888
設立	1959年（昭和34年）
代表者	代表取締役社長 定村 雅文
資本金	4億5000万円
主な業務	商品先物取引業
加入協会	日本商品先物取引協会

担当部署：オンライントレード部/ホームトレード課 TEL：0120-037-469